

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] ほか

被 告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] ほか

被 告 国

準 備 書 面 (24)

(前田哲男氏の意見書(甲B74)について)

2019年5月10日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 良 尚

同

弁護士 福 崎 博 孝

同

弁護士 有 馬

理 代

目 次

1. 陳述意図と眼目
2. 前提的事実の整理
 - (1) 「安倍安保」政策の特質
 - (2) 「戦争法」一覧および新「事態」の数々
3. 「戦争法」中、なかんずく「改正自衛隊法」、「重要影響事態法」(旧「周辺事態法」)、新法「国際平和支援法」等により、自衛隊の「任務・行動・武器使用権限」が根本的に変更された結果、「専守防衛」政策が実質放棄されたことの法文上（主に改正自衛隊法）の検討
 - (1) 「専守防衛」はどのように国民に説明されてきたか
 - (2) 「改正自衛隊法」および「国際平和共同対処法」が、自衛隊の「任務・行動・武器使用権限」にもたらした逸脱と違憲性
 - (3) 「防衛予算」にみる専守防衛ばなれ
4. 「戦争法」成立3年後の現況—「防衛白書2018年版」、「防衛計画の大綱」再改定、「平成31年度防衛省予算概算要求」などから看取される自衛隊の実態
 - (1) 防衛白書
 - (2) 防衛計画の大綱
 - (3) 自衛隊「クロス・ドメイン」の現状
5. 「戦争法」と「日米ガイドライン」の結合により、日米の「軍・軍連携」が、東シナ海、南シナ海にまで拡大され、実質的に米軍指揮下の各種行動（米艦護衛・共同演習・共同巡航訓練）が実施されている現況
 - (1) 1978年ガイドライン、1997年ガイドライン、2015年ガイドラインの比較
 - (2) 2015年ガイドラインの特徴と問題点
6. 結論 「戦争法制」および「日米ガイドライン」下の日米軍事一体化は、必然の帰結として「専守防衛」からの離脱をもたらし、憲法に違反するのみならず、政府が従来国民に説明し

てきた防衛政策からも逸脱するものであることの主張

- (1) 2014年7月1日閣議決定による憲法解釈の変更について
- (2) 「専守防衛」逸脱の事例～長崎県佐世保市・相浦駐屯地「水陸機動団」
- (3) 結び

1. 陳述意図と眼目

昭和13年生まれの前田氏は、かつて放送記者（長崎放送1961年～71年）であり、1971年以降はフリージャーナリストを職業としているが、1995年から2005年まで東京国際大学国際関係学科教授として、1998年から2011年まで長崎大学客員教授として、軍縮・安全保障論を担当した。

その間、前田氏はもっぱら在日米軍・自衛隊の動向と日米安保条約および日米地位協定の運用状況について取材・執筆してきた。

そのような立場から前田氏は、政府のいう「平和安全法制」（前田氏は「戦争法」ないし「戦争法制」と表現するので、以下、本稿ではそれに倣う。）による「安全保障政策の改変は、自衛隊に事実上の交戦権を付与し戦争への道へとみちびく違憲の行為であり、日本国民を戦禍に誘導する危険な選択であると信ずる。」と述べる。

前田氏の陳述書は、安保法制違憲国賠訴訟に関し意見を述べるものであり、その意図するところは、①「戦争法制」が、憲法前文と第9条に反するものであることよりもより、「戦争法」施行（2016年3月29日）により、歴代の自民党政権が自衛隊の存在理由として国民に説明してきた、いわゆる「専守防衛」政策が根底からくつがえされた事実を指摘し、②「集団的自衛権行使容認」の閣議決定（2014年7月1日）および、戦争法制中、新法「国際平和支援法」の制定、改正「自衛隊法」、「武力攻撃・存立危機事態法」等の制定などがなされた結果、自衛隊の「任務・行動・武器使用権限」が「（違憲の）新段階」にいたった内実を明確にし、③それによりアメリカ合衆国軍隊との（通称「ガイドライン」をつう

じた）軍・軍連携がいっそう強化され、「アメリカの戦争」への加担をつ強めるこ
ととなつた現状の危険性の提示、これらにつき意見を述べることにあるとする。

2. 前提的事実の整理

(1) 「安倍安保」政策の特質

前田氏は前提的事実として、安倍政権下5年の安保・防衛政策の変移を年表にまとめている。

そして、「安倍政権6年間にわたる防衛政策から観察される特徴は—1952年の「吉田安保」（旧・日米安保条約）、1960年の「岸安保」（改定・日米安保条約）と比肩する意味において—「安倍安保」と呼ばれてしかるべき日米軍事協力の新段階—集団的自衛権化—である。」という。

さらに、「「戦争法」施行から3年後の安倍政治は、歴代政権がかかげてきた「必要最小限度の実力」という量的上限、また、「専守防衛」という地理的・機能的制約からの離脱をめざしているといわざるを得ず、それらは、ことごとく日本国憲法および9条に違反する行為と判定できる。」と述べている。

(2) 「戦争法」一覧および新「事態」の数々

次に、前田氏は、「戦争法」11法の全体像を述べる。

そして、その制定過程について、「これほど大量の法律案を衆参両院に設置した「特別委員会」に一括上程し、11法案の審議時間が衆参両院で216時間（衆議院116時間、参議院100時間）の質疑にいたつた時点で「審議が尽くされた」として採決強行に踏みきつたことは、以下の理由により、「国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」（憲法第41条）の自殺行為とすべきである。」という。

結論として、「そのような定例無視、審議未熟の法案が、採決強行という異常な手法によって成立、施行され、法としての機能を得ることは、立憲政治はむろん、るべき法案審議の観点からも逸脱したものというべきで、非違とされ

なければならない。』と指摘する。

次に前田氏は、「戦争法」によって5つの事態、すなわち、①武力攻撃事態、②存立危機事態、③グレーゾーン事態、④重要影響事態、⑤国際平和共同対処事態が想定されていると述べる。続けて、「5類型、なかんずく「存立危機事態」と「国際平和共同対処事態」は新たに設けられた類型である。それは、従来、自衛隊がなし得ないと政府が一貫して説明してきた行動、すなわち「集団的自衛権」行使に該当する。」という。

そして、「本書面は、それについての批判的分析が主眼となる。」という。

その上で、「本書面では、おもに「存立危機事態」、およびそれを承けた「改正自衛隊法」、さらに海外派兵一括法（恒久法）というべき「国際平和共同対処事態」の根拠法となる「国際平和支援法」に論点をしぼって論ずることとする。

（中略）「戦争法」（「平和安全法制」）中、大半の法律において行為主体となるのは、自衛隊の新任務—従来なし得ないとされてきた部隊行動、かつ、それにともなう武器使用権限—に関する条文であり、それゆえ、「改正自衛隊法」ならびに「国際平和支援法」に規定された自衛隊の「任務・行動・武器使用権限」の新設・変更条文および新任務を検討していくば、「戦争法」の違憲性がおのずと明らかになると考へるからである。」と述べる。

3. 「戦争法」中、なかんずく「改正自衛隊法」、「重要影響事態法」（旧「周辺事態法」）、新法「国際平和支援法」等により、自衛隊の「任務・行動・武器使用権限」が根本的に変更された結果、「専守防衛」政策が実質放棄されたことの法文上（主に改正自衛隊法）の検討

（1）「専守防衛」はどのように国民に説明されてきたか

前田氏は、国会決議、答弁、防衛白書等において、そもそも専守防衛がどのように説明されてきたかを紹介する。以下では、前田氏が指摘したものをいくつか抜粋するにとどめる。

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の各条と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。右決議する。

1954年6月2日参議院本会議「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」

わが国の防衛は、専守防衛を本旨とする。専守防衛の防衛力は、わが国に対する侵略があった場合に國の固有の権利である自衛権の発動により、戦略守勢に徹し、わが国の独立と平和を守るためのものである。したがって防衛力の大きさおよびいかなる兵器で装備するのかという防衛力の質、侵略に対処する場合いかなる行動をとるかという行動の対応等すべて自衛の範囲に限られている。すなわち、専守防衛は、憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方である。

1970年防衛白書

ア 憲法上の限界

わが国の防衛力は自衛のためのものであるから、自衛の範囲を超えて行動することはできない。すなわち自衛隊が出動を命ぜられるのは、わが国に対する直接または間接の侵略に際してであり、したがって、いわゆる海外派兵は行わない。

イ 政策上の限界

核兵器に対しては非核3原則をとっている。小型の核兵器が、自衛のため必要最小限度の実力以内のものであって、他国に侵略的脅威を与えないようなものであれば、これを保有することは法理的に可能といふこともできるが、政府はたとえ憲法上可能なものであっても、政策として核装備をしない方針を取っている。

1970年防衛白書「防衛力の限界」

専守防衛ないし専守防御というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防御を行うということでございまして、これはわが国防衛の基本的な方針であり、この考え方を変えるということは全くございません。なお、戦略守勢も、軍事用語としては、この専守防衛と同様の意味のものであります。積極的意味をもつかのように誤解されない（でいただきたい）。専守防衛と同様の意味を持つものでございます。

1972年衆議院本会議における田中角栄首相の答弁

（2）「改正自衛隊法」および「国際平和共同対処法」が、自衛隊の「任務・行動・武器使用権限」にもたらした逸脱と違憲性

前田氏は、改正自衛隊法により、「自衛隊法条文にみる自衛隊部隊の、任務における、行動にわたる、武器使用権限についての規定は激変した。」と指摘する。

また、「本書面の核心部分となるので、改正自衛隊法中、明確に違憲にあたると思われる「任務」（第3条）、「行動」（第76条以下）、「権限」（第87条以下）における改正点を中心に、新旧条文をかけながら比較、分析する。」という。

前田氏の分析は約10頁にも及ぶので、本準備書面では第3条の分析を紹介する。以下は改正自衛隊法3条の条文である。

（自衛隊の任務）

第三条　自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2　自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一　我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平

和及び安全の確保に資する活動

- 二 國際連合を中心とした國際平和のための取組への寄与その他の國際協力の推進を通じて我が国を含む國際社會の平和及び安全の維持に資する活動
- 3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

前田氏は、「一読明瞭なとおり、新三条からは（我が国への）「直接侵略および間接侵略に対し」という防衛目的の根幹にかかる句が削除された。」、「漠然と「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応」するという無限定かつ状況対応型の表現となり、旧第三条1の「我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応」という条文にあった地理的限界が実質上取り払われた。」と指摘する。

そして、「今回の改正により、新三条2にもとづく自衛隊の行動範囲は（条文から削除されたとはいえ当然の「任務」として存在するはずの）「直接侵略および間接侵略に対し我が国を防衛すること」のみならず、また「周辺事態法」にいう「我が国周辺の地域」にもとどまらず、「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と認定されるかぎり、いかなる地域にも出動できる解釈が可能な表現となったのである。これにより自衛隊法3条・任務に「存立危機事態」や「重要影響事態」など「集団的自衛権行使」の条件が付加されたと判断できる。」と論じる。

(3) 「防衛予算」にみる専守防衛ばなれ

次に、前田氏は、2018年度防衛予算と2019年度防衛予算概算要求を分析する。

2018年度防衛予算について、「実質的に「戦争法」初年度となった防衛予算の特徴は「初の5兆円超当初予算」「米国製高額兵器の大量購入」「専守防衛政策ばなれの実質化」の3点に集約できる（それは19年度概算要求でさらに

鮮明になる)。」という。そして、F・35A 戦闘機 6 機、新型護衛艦 2 隻、オスプレイ 4 機等の兵器調達リストの一部を紹介して検討を加え、「そこには、「戦争法」による「集団的自衛権行使容認」が、兵器のかたちで防衛費に映しだされたさまを見ることができる。」という。また、「その行き着く先は、装備面における「専守防衛政策」の放棄である。」という。

続けて、前田氏は、2019年度防衛予算概算要求の防衛省「平成31年度概算要求の考え方」を紹介する。

それに関し、「公然と「防衛力を大幅に強化する」方針が宣言され、「新たな領域を横断的に活用（クロス・ドメイン）した防衛力が必要」と、予算の意義づけに新構想が打ち出された。成立3年後にして、「戦争法」がその本質をあきらかにしたというべきである。「領域横断=クロス・ドメイン」防衛が、「専守防衛」とまさしく対照的な防衛構想であることは（文字面から察するだけで）ただちに了解できる。ここからも、自衛隊に「集団的自衛権」を行使させるにふさわしい脱・専守防衛の防衛構想と予算案が提出された、と受け止めるべきであろう。」と論じている。

4. 「戦争法」成立3年後の現況—「防衛白書2018年版」、「防衛計画の大綱」再改定、「平成31年度防衛省予算概算要求」などから看取される自衛隊の実態

前田氏は、「戦争法」体系に自衛隊の現状を当てはめる安倍政権の意思ともいえる防衛政策の輪郭は、「2018年版防衛白書」、「防衛計画の大綱」、「2019年度防衛予算概算要求」から明確に浮かび上がるという。ここでは「防衛白書」と「防衛計画の大綱」を「戦争法」とのつながりにおいて検討している。

（1）防衛白書

前田氏は、2018年版防衛白書における小野寺防衛大臣による序文が、白書の慣例を超える将来計画にも踏み込んだ異例なものだと指摘する。そして、

「この異例さは、次の「大綱」が「専守防衛」から離脱するつもりであることの予告と受け止めるのが自然である。すなわち、安倍政権がなした「集団的自衛権容認」への転換（「武力行使の新三要件」）と自民党政権が長年維持してきた「専守防衛」政策との矛盾を「集団的自衛権」の論理に取込み、「クロス・ドメイン」に橋わたしすることが目的、と判断できる。」という。

そして、白書のなかに集団的自衛権と専守防衛のジレンマがあると指摘し、
「同一白書に併記されたこの明白な矛盾—一方で「他国に対する武力攻撃」を
合憲とし、他方で「受動的な防衛戦略に徹する」政策を並列させる一の解消策
が、次期「大綱」で、「専守防衛からの離脱」、「領域横断（クロス・ドメイン）」
構想として打ちだされるのはまちがいない。」という。

（2）防衛計画の大綱

前提として、前田氏は、陳述書において、「防衛計画の大綱」について、2013年大綱を「現大綱」と呼び、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」を「次期大綱」と呼んでいる。

まず、前田氏は、「防衛計画の大綱」がいかなるものか概説する。「すなわち、「防衛計画の大綱」は、日本の防衛力の方向、自衛隊の態勢・定員・装備などを長期的見地に立って規定する最高方針文書であって、閣議決定により自衛隊にしめされるものである。これまで、1976年に三木内閣が初制定し、95年の細川一村山内閣による改定以降、2004年には小泉内閣が、2010年の鳩山一菅内閣により、最近では安倍内閣が2014年と、5回策定された。」「1内閣でふたつの大綱がつくられた例は一度もない。」という。

続けて、「1内閣・2大綱となった異例さの理由は、すでに見た「戦争法」と「新ガイドライン」（いずれも15年決定）における「集団的自衛権行使」と「専守防衛」のように、現大綱後に策定された法律との両立しがたい状況を埋めなければならなくなつたためである。「新三要件」を「大綱」に位置づけ、「戦争法」の正統性と安定性を揺るぎないものとする必要が大綱改定をうながした、

と思われる。」という。そして、「現大綱ではなく、「戦争法」で付加した日米共同の新行動、たとえば「米艦防護」、「駆けつけ警護」などを公認のものとすることが改定の目的であろう。」とも予想している。

(3) 自衛隊「クロス・ドメイン」の現状

前田氏は、「くわえて、「次期大綱」がめざす自衛隊の新方向は、「水平線における拡大」にある。」とする。

そして、「2017年、自衛隊が米軍にたいし実施した「武器等防護」は2件、ほかに17回の洋上作戦補給が行われた（防衛省発表）。もっとひんぱんに行われた可能性もある。」という。

また、2018年9月28日に行われた米軍B52戦略爆撃機（核兵器搭載が可能）と航空自衛隊の戦闘機が、東シナ海から日本海にかけての広い空域で大規模な共同訓練を行った実例を挙げる。また、2018年8月26日から同年10月30日までの長期にわたり行われた「平成30年度インド太平洋方面派遣訓練」の例などを挙げる。

そして、「とくに目立つのは「共同巡回訓練」というプレゼンス＝力の誇示が南シナ海からインド洋にまでおよんでいる事実である。」と指摘し、「こうした海洋活動じたい「クロス・ドメイン」そのものにはかならない。」、「見たとおりの際限ない洋上軍事活動がすすんでいるのである。次期大綱では、指針と現状を一致させる整合性がはかられるのは確実だろう。」という。

5. 「戦争法」と「日米ガイドライン」の結合により、日米の「軍・軍連携」が、東シナ海、南シナ海にまで拡大され、実質的に米軍指揮下の各種行動（米艦護衛・共同演習・共同巡航訓練）が実施されている現況

前田氏は、まず、ガイドラインについて、「「日米防衛協力のための指針」とは、自衛隊と米軍間の防衛協力のあり方（いわゆる軍・軍連携）について記載した文書である。通常「ガイドライン」と略称される。1978年に初度締結され、9

7年に第1回改定、2015年2回目の改定がおこなわれた。」と概説し、検討に入っている。

(1) 1978年ガイドライン、1997年ガイドライン、2015年ガイドラインの比較

これについて、前田氏は、以下のように概括する。「おおまかにくくくると、78年ガイドラインは、「前提条件」に「わが国に対する武力攻撃がなされた場合」としていた点で、まだしも「安保法5条」（日本施政下領域内における共同防衛）と「専守防衛」の枠内にあったということができる。それが97年のガイドラインで、安保条約第6条（「基地の許与」）に規定された「極東における国際の平和及び安全」を、日本にたいする「周辺事態」として取りこむ、拡大された定義の合意となり（99年「周辺事態法」として制定）、「15年ガイドライン」にいたっては「戦争法」と結合することにより無限界かつ双務的・相互間に義務を負う（bilateral という用語が19回使用されている）、実質上「攻守同盟」の「日米間の軍・軍連携教範」になったと概括できる。」

そして、「戦争法案」が衆議院に上程される2週間以上前の、2015年4月29日米議会での安倍首相演説を紹介する。

日本はいま、安保法制の充実に取り組んでいます。・・・戦後初めての大改革です。この夏までに成就させます。・・・いま申し上げた法整備を前提として、日米がその持てる力をよく合わせられるようにする仕組み・・・それこそが日米協力の新しいガイドラインにほかなりません。・・・皆様、私たちは、新に歴史的な文書に、合意したのです。

前田氏は、これに関し、「このように、「集団的自衛権」「戦争法」「ガイドライン」の関係は明瞭である。」という。

(2) 2015年ガイドラインの特徴と問題点

前田氏は、2015年ガイドラインの表題を抜粋し、「以上は、前8章から本文を抜いた表題のみの抜粋であるが、一見したかぎりでも、それまでのガ

イドラインと構成、内容が大きく変化し、自衛隊と米軍の軍・軍連携を前面に打ちだしつつ、実質的な「攻守同盟のためのウォーマニュアル」となっていることがわかる。これを具現化するために改正自衛隊法はじめ「戦争法制」が必要となったのである。」という。

次に、前田氏はガイドラインの内容を詳細に分析し、「以上にみてきた「戦争法」中の「改正自衛隊法」の各条項、「国際平和支援法＝海外派兵恒久法」に盛られた自衛隊の「任務・行動・権限」および新部隊と新装備、さらに「15年ガイドラインにおける協力項目から判断して、日米の軍・軍連携がもはや「一体化」といわねばならない段階に到達したと判断できる。一体化、とはすなわち「米軍指揮下の自衛隊」であることは言を俟たない。」と結論づけている。

6. 結論 「戦争法制」および「日米ガイドライン」下の日米軍事一体化は、必然の帰結として「専守防衛」からの離脱をもたらし、憲法に違反するのみならず、政府が従来国民に説明してきた防衛政策からも逸脱するものであることの主張

(1) 2014年7月1日閣議決定による憲法解釈の変更について

この点について、前田氏は、「陳述人は憲法学者ではないので、この部分を専門的に論じることはできない。しかしながら安全保障問題にかかわってきた者として最低限の意見を述べたい。」とする。

まず、前田氏は、閣議決定文書における憲法解釈変更の理由の部分を紹介する。

そして、国会審議において、政府が集団的自衛権容認の立脚点としてもっぱら援用した、1972年10月14日の衆議院決算委員会に提出した資料文書である「集団的自衛権と憲法との関係」を紹介する。

続けて前田氏は、「政府は、国会答弁において同文書につき「この基本的な論理は、憲法9条の下では今後とも維持されなければならない」と、いちおう踏

襲する態度を示しながらも、その一方で、同文書を構成する3つの段落から「限定的な集団的自衛権行使」が矛盾なく導きだされるとする従来とは異なる主張を展開し、結論として、…と、従来見解を逆転させる解釈をみちびきました。同一文書を用いながら、その文意を換骨奪胎する論法によって結論を裏返しにし、「戦争法制」国会提出の口実としたのである。…安倍政権が援用した文書は、個別的自衛権の合憲性を証するための資料であった。それを集団的自衛権容認のためにもちいることじたい曲解というほかない。裁判所は、そのような解釈が文書提出の経緯と性格から、また文章の論理的組み立てにおいても成り立つか、さらに、集団的自衛権が日本国憲法のもとで容認されうるか、その理非曲直をあきらかにしていただきたい。」という。

さらに、「これまでの記述において述べた自衛隊の新組織・部隊の創設の結果（たとえ自衛隊保持が憲法に違反しないものであるとしても）、「改正自衛隊法」および「日米ガイドライン」により、従来、政府によって担保されてきた「専守防衛」から異質の次元へと移行した事実、そして「米艦防護」をふくむ自衛隊の行動、また18年度防衛予算に盛られた「敵基地攻撃」に向かう装備などによってしめされた現状のもとで、なお合憲たり得るか、それについて裁判所の判断をもとめたい。」という。

（2）「専守防衛」逸脱の事例～長崎県佐世保市・相浦駐屯地「水陸機動団」

次に前田氏は、本件提訴後に生じた「専守防衛」逸脱の事例として、2018年3月、長崎県佐世保市・相浦駐屯地に開設した「水陸機動団」の例を挙げる。

前田氏は、同部隊は、安倍政権のもとで策定された「中期防衛力整備計画」に基幹部隊として位置づけられているとし、その部分を引用する。

島嶼への侵攻があった場合、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備するための、連隊規模の複数の水陸両用作戦専門部

隊等から構成される水陸機動団を新編する。

そして、前田氏は、「水陸機動団は、一口にいえば、米海兵隊のコピーである。」
編成・装備・戦法すべてに海兵隊方式が取り入れられる。異なるのは「専守防衛」の手前、「離島防衛・占領された島嶼の奪回」という「イチジクの葉」で本音を隠して説明せざるをえない点しかない。」という。

続けて、水陸機動団の装備・訓練等を紹介し、水陸機動団について、「専守防衛のもと、陸自本来の役割は、着上陸する侵略軍を水際で阻止・撃退することにあったのだが一尖閣問題を奇貨とし米海兵隊に見習いつつ「離島防衛」を謳い文句に「外征部隊」へと変身しようとしているのである。」という。

(3) 結び

最後に、前田氏は、「以上にみてきた「戦争法」の特徴、また、同法施行後の自衛隊の動向から判断して、その違憲性は明白このうえないと考える。」かりに、百歩譲って、「必要最小限度」と「専守防衛」に立つ個別的自衛権の自衛隊を受け入れるとしても、安倍政権がなした行為は、その意図において、また手続きにおいて、さらに、それがもたらした結果において、ことごとく憲法前文および第9条に違反するものと断じざるを得ない。」として稿を終えている。

以上